

## 告 示

### 埼玉県内水面漁場管理委員会告示第三号

埼玉県内水面漁場管理委員会の保有する個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和六年十二月十七日

埼玉県内水面漁場管理委員会会長 佐 野 元 彦

埼玉県内水面漁場管理委員会の保有する個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する告示

埼玉県内水面漁場管理委員会の保有する個人情報の保護等に関する規程（令和五年内水面漁場管理委員会告示第四号）の一部を次のように改正する。

第七条中「第三十条の八」を「第三十条の六第四項」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。